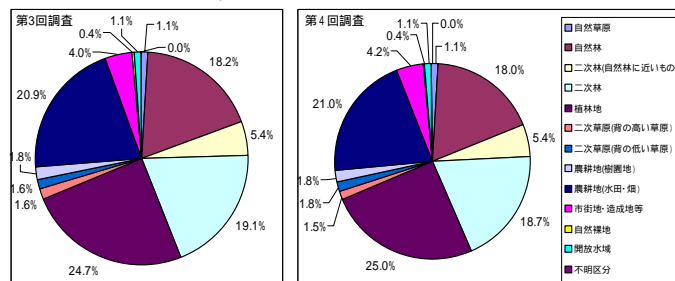


## 6：生物多様性の保全

### 現状

#### 《わが国の自然環境の現状》

わが国の自然環境は、第4回自然環境保全調査（平成2～4年度）によると、第3回調査（昭和58～61年度）との比較から、自然林、二次林が減少し、植林地、市街地、造成地等が増加傾向にあります。また、湖岸、海岸では、自然湖岸や海岸が減少し、人工湖岸や海岸が増加しています。くわえて、藻場や干潟も減少傾向にあります。



#### 《わが国の野生生物種の現状》

わが国は、亜熱帯から亜寒帯にわたる気候帯や起伏に富み標高差のある国土といった自然環境を有し、動物は脊椎動物約1,400種、無脊椎動物約35,000種、植物は維管束植物約7,000種など多様な生物種の生息が可能となっています。

#### 《わが国の生物多様性の危機》

しかしながら、わが国では現在多くの種が存続を脅かされ、これらの種の絶滅を防ぐことが喫緊の課題となっています。絶滅のおそれのある野生生物の種を取りまとめたレッドリストでは、哺乳類、両生類、汽水・淡水魚類、維管束植物の2割強、爬虫類の2割弱、鳥類の1割強にあたる2,663種が絶滅の恐れのある種として分類されています。

#### 《里地里山の現状》

里地里山は、生物多様性保全上で重要な役割を担っていますが、近年の過疎化等による管理放棄、都市近郊での宅地、道路等の開発行為による土地利用転換などにより、里地里山の消失や質の低下が顕在化しています。

#### 《生物種の移入による在来種への影響》

国外あるいは地域外からの生物種の移入は、他の種を補食することや生息場所を奪うことにより在来種を圧迫し、在来の近縁種と交雑することによって生態系をかく乱し、生物多様性の減少をもたらすことが懸念されています。

### 平成16年度施策の方向

- 移入種による生物多様性への悪影響を予防・軽減するための措置など移入種対策に関する制度の確立
- 国立公園の質の一層の向上、自然体験学習の推進
- 里地里山の保全・再生の推進 等

### これまでの取組

#### 《生物多様性の保全のための取組》

- **新・生物多様性国家戦略**（14年3月全面改定）が示す種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応としての「保全の強化」、保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復していく「自然再生」の提案、里地里山など多義的な空間における「持続可能な利用」の大きな3つの柱に基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定、自然公園法の改正、保護地域の指定・管理等の施策を実施しました。
- 国立公園としては28か所、国土の5.45%が指定され、国立公園・都道府県立自然公園とあわせると国土の約14%が自然公園として指定されています。
- 国内希少野生動植物種の生息地等保護区として7地区が指定されています。
- 自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るための公園計画については、概ね5年ごとに見直すこととしており、平成14年度は7地域の国立公園について公園区域及び公園計画の見直し、国立公園についても3地域の公園区域及び公園計画の見直しを行いました。
- 移入種問題に関する専門家による検討会を設置し14年8月に「移入種(外来種)の対応方針」を取りまとめ、さらに具体的な対策の検討を進めるため、15年1月に中央環境審議会へ諮問しました。

#### 《自然環境に係る調査研究の推進》

- 第6回自然環境保全基礎調査として、植生、動植物分布、浅海域データ等の蓄積を実施しました。
- 全国に1,000箇所の定点を設定して、生態系に係る長期的なモニタリングを展開するモニタリングサイト1,000（15年度から実施）の実施内容を検討しました。また、重要湿地500について、その保全の検討を進めるとともに、インターネット自然研究所に重要湿地に関する情報を掲載し、普及啓発活動を行いました。

#### 《自然再生事業の推進》

- 関係各省の連携と専門家、地元自治体、NPO、地域住民の参加のもと、過去に失われた自然環境の再生に着手しました。釧路湿原における蛇行河川の復元、湿地の再生、集水域の広葉樹林の復元や、埼玉県くぬぎ山における里山の再生が具体的取組としてあげられます。
- 自然再生について基本理念を定め、自然再生推進の具体的な手順を示した**自然再生推進法**が成立、施行されました。自然再生基本方針を策定するなど同法の運用のための体制を整備しています。

#### 《国際的な取組に対する対応》

- 遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めた**カルタヘナ議定書**が採択され、この議定書に対応する国内担保法の整備を行い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性確保に関する法律案を国会に提出し、15年6月に成立しました。
- **ワシントン条約**等の適切な履行など、自然環境保全分野での国際協力を推進しています。

### 主要課題

- 移入種対策の制度化に向けた取組の検討が必要です。
- 国立公園が観光立国政策を支える柱の一つであることを踏まえ、自然保護対策の充実やエコツーリズムの推進を図るのみならず、温暖化対策、廃棄物対策等の環境対策を総合的・重点的に講ずることが必要です。
- 都市近郊などを含めた里地里山の保全と持続可能な利用に関して、関係省庁・機関・団体等の各主体の連携による取組を促進することが必要です。
- 自然再生の更なる推進が必要です。
- 都市住民にも親しみやすいような身近な生物の生息空間（ピオトープ）の整備による自然と共生した生活環境の形成・充実が必要です。
- 自然体験学習の推進が必要です。